第９章　株式会社会計

９－１　純資産

【重要性：A】

ＰＯＩＮＴ！

株式会社の純資産の内容を理解しよう！

（１）株式会社とは？

利益を獲得するために企業が活動を始めるには、元手となるお金が必要です。株式会社では出資の単位を細分化し、多数の人々から元手となるお金を出資してもらいます。出資者は株主となり、一定の権利を行使することができます。このとき、株主の地位を「**株式**」といいます。

（２）純資産とは？

貸借対照表は、資産の部、負債の部、純資産の部の３つに区分します。純資産は、資産から負債を差し引いた差額です。

（３）株主資本

純資産は「**株主資本**」と「その他」に区分しますが、全商簿記２級では「株主資本」について学習します。株主資本は、**資本金**、**資本剰余金**（資本準備金、その他資本剰余金）、**利益剰余金**（利益準備金、その他利益剰余金）に区分します。なお、その他利益剰余金は、任意積立金と繰越利益剰余金に区分します。

資本金と資本剰余金は「元手」であり、利益剰余金は「もうけ」を意味します。

貸　借　対　照　表

<table>
<tr><td rowspan="7">資　　産</td><td colspan="4">負　　債</td></tr>
<tr><td rowspan="6">株主資本</td><td colspan="3">資　本　金</td></tr>
<tr><td rowspan="2">資本剰余金</td><td colspan="2">資本準備金</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他資本剰余金</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利益剰余金</td><td colspan="2">利益準備金</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他利益剰余金</td><td>任意積立金</td></tr>
<tr><td>繰越利益剰余金</td></tr>
</table>

９－２　設立

【重要性：A】

ＰＯＩＮＴ！

①　資本金組入額を理解しよう！

②　株式会社の設立時に関する仕訳をマスターしよう！

主な勘定科目

「資本金」勘定（純資産）

「資本準備金」勘定（純資産）

「創立費」勘定（費用）

「開業費」勘定（費用）

（１）資本金組入額

発起人（会社設立の企画者）が定款（会社の基本的事項を記載したもの）を作成し、株主（会社の出資者）から資金を調達して、株式会社は設立されます。

会社の設立時に株式を発行しますが、原則として払込金額の全額を「**資本金**」勘定（純資産）処理します。また、容認として払込金額のうち２分の１を超えない金額は資本金としないこともできます。つまり、払込金額のうち最低２分の１は資本金としなければなりません。この場合、資本金としなかった金額は「**資本準備金**」勘定（純資産）で処理します。なお、株式の発行による払込金額のうち、資本金に計上する金額を「**資本金組入額**」といいます。

例題９－１　**会社の設立にあたり、株式100株を１株あたり8,000円で発行し、払込金額は当座預金とした。**

資本金組入額に関する指示がない場合、原則である「払込金額の全額」を資本金とします。

借方科目	金額	貸方科目	金額
当座預金	**800,000**	**資本金**	**800,000**

資本金：8,000円×100株＝800,000

例題９－２　**会社の設立にあたり、株式100株を１株あたり8,000円で発行し、払込金額は当座預金とした。なお、1株あたり6,000円を資本金に組み入れる。**

借方科目	金額	貸方科目	金額
当座預金	**800,000**	**資本金**	**600,000**
		資本準備金	**200,000**

資本金：6,000円×100株＝600,000

資本準備金：8,000円×100株－資本金600,000＝200,000

例題９－３　**会社の設立にあたり、株式100株を１株あたり8,000円で発行し、払込金額は当座預金とした。なお、資本金組入額は会社法規定の最低限度額とする。**

借方科目	金額	貸方科目	金額
当座預金	**800,000**	**資本金**	**400,000**
		資本準備金	**400,000**

資本金：8,000円×100株×$\frac{1}{2}$＝400,000

（2）創立費

創立費とは、会社の負担すべき設立費用をいいます。

例えば、定款（ていかん）等の作成費用、株式募集のための広告費、株券等の印刷費、創立事務所の賃借料、設立事務に使用する使用人の給料、金融機関の取扱手数料、創立総会に関する費用その他会社設立事務に関する必要な費用、発起人が受ける報酬で定款に記載して創立総会の承認を受けた金額、設立登記の登録免許税等があります。

創立費は、支出時に「**創立費**」勘定（**費用**）で処理します。

例題９－４　会社の設立費用として300,000円を現金で支払った。

借方科目	金額	貸方科目	金額
創立費	**300,000**	**現金**	**300,000**

（3）開業費

開業費とは、会社設立後営業開始までの開業準備のための費用をいいます。

例えば、土地・建物等の賃借料、広告宣伝費、通信費、交通費、消耗品費、支払利息、使用人の給料、保険料、水道光熱費等があります。

開業費は、支出時に「**開業費**」勘定（**費用**）で処理します。

例題９－５　開業準備費用として500,000円を現金で支払った。

借方科目	金額	貸方科目	金額
開業費	**500,000**	**現金**	**500,000**

９－３　新株の発行

【重要性：A】

ＰＯＩＮＴ！

新株の発行時の仕訳をマスターしよう！

主な勘定科目

「資本金」勘定（純資産）

「資本準備金」勘定（純資産）

「株式交付費」勘定（費用）

（１）新株発行

会社設立後に新たに株式を発行することを「**新株発行**」といいます。この場合、設立時における株式の発行と同様の処理を行います。

つまり、原則として払込金額の全額を「**資本金**」勘定（純資産）処理します。また、容認として払込金額のうち２分の１を超えない金額は資本金としないこともでき、資本金としなかった金額は「**資本準備金**」勘定（純資産）で処理します。

例題９－６　**新たに株式200株を１株あたり700円で発行し、全額の引き受け及び払込みを受け、払込金額は当座預金とした。なお、資本金組入額は会社法規定の原則額とする。**

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
当　座　預　金	**140,000**	**資　　本　　金**	**140,000**

資本金：@700×200株＝140,000

（２）株式交付費

株式交付費とは、株式募集のために直接支出した費用をいいます。

例えば、株式募集のための広告費、金融機関の取扱手数料、株券等の印刷費、変更登記の登録免許税等があります。

株式交付費は、支出時に「株式交付費」勘定（**費用**）で処理します。

例題９－７　**新株発行を行い、新株発行に関する費用60,000円を小切手を振り出して支払った。**

借 方 科 目	金　　額	貸 方 科 目	金　　額
株　式　交　付　費	**60,000**	**当　座　預　金**	**60,000**